

令和元年 第16回 福岡市選挙管理委員会

8月5日（月） 午前10時30分

議 題

1 報告事項

法改正要望について

2 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・令和元年8月20日（火） 午前10時30分
- ・令和元年9月2日（月） 午前10時30分
- ・令和元年9月20日（金） 午前10時30分

公職選挙法等改正に関する要望書

平成30年 6月

指定都市選挙管理委員会連合会

《 目 次 》

1	執行経費の基準改正……………	1 ページ
	(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律関係)	
2	衆議院小選挙区における分割市（指定都市にあつては分割区。 以下同じ。）の解消……………	2
	(公職選挙法関係)	
3	投票管理者及び同職務代理者並びに投票立会人の選任要件の緩和・	3
	(公職選挙法関係)	
4	障害者等の選挙権行使を容易にするための制度改正……………	4
	(公職選挙法関係)	
5	地方公共団体の議会の議員の便乗による再選挙及び補欠選挙を 行うべき事由が生ずる場合の法定期限の変更……………	5
	(公職選挙法関係)	

1 執行経費の基準改正

国会議員の選挙等の執行経費の算出基準その他を選挙の執行に係る実情に即するよう、改められたい。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律)

(理 由)

投票所における施設養生費、臨時電話の架設費や携帯電話の借上料、障害者対応設備費のほか当日投票システム、開票集計システム及び投・開票に使用する機器（国民審査専用読取機を含む。）の整備・運用に係る経費など、今や全国規模で市区町村が選挙の執行にあたり採用している対応や取組で、現行基準法において定められていない事項について基準化する必要がある。

また、物価や最低賃金の変動を踏まえて漸増している労務賃及び嘱託手当と同様、投票所の投票管理者等の費用弁償額も適宜見直す必要がある。

さらに、労務単価等の高騰により選挙公報配布やポスター掲示場設置等の委託経費も増大しており、実情に即して経費を基準化する必要がある。

2 衆議院小選挙区における分割市（指定都市にあっては分割区。以下同じ。）の解消

衆議院小選挙区選出議員の選挙区が同一の行政区内において複数の選挙区にわたる、いわゆる分割市が解消されるよう、改められたい。

（公職選挙法第13条）

（理 由）

市民に対する行政サービスは、行政区を基準としており、市議会議員及び県議会議員の選挙区についても行政区が単位とされている。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区においては、市町村合併の進展もあり、一つの行政区が二以上に分割されているいわゆる分割区が増加した。

これまでも分割区については、選挙区の見直しに当たり、その解消を求めてきたものの、平成29年の見直しにおいては、一票の格差是正のみが行われた結果、分割区が全国的に増加する一方で、極端な例として選挙人名簿登録者数が10人に満たない投票区すら解消されずに残されたままとなっている。

このような状況は、選挙人に誤解や混乱を招くとともに、ひいては、政治への無関心や投票率の低下にもつながりかねないものであり、また、投開票事務を複雑化し、効率化を阻害する要因であると言わざるを得ない。

投票価値の平等は、憲法の要請するところであることは言うまでもないが、円滑な選挙の管理執行及び選挙事務の効率化の観点からも、分割区を解消する必要がある。

3 投票管理者及び同職務代理者並びに投票立会人の選任要件の緩和

- (1) 投票管理者及びその職務代理者は、選挙の種類を問わず「選挙権を有する者」の中から選任できるよう、改められたい。
- (2) 投票立会人についても「当該選挙の選挙権を有する者」の中から選任できるよう、改められたい。

（公職選挙法第37条・第38条、
公職選挙法施行令第24条）

（理 由）

- (1) 投票管理者及びその職務代理者は、当該選挙の選挙権を有する者でなければならないと規定されているが、特に市の選挙においては、市内居住の職員の中から選任することは、市外の市町村に居住する者が増加しているため困難になってきている。

については、投票管理者等の職務内容からしても広く適格者を選任することが適当であるため、「選挙権を有する者」の中から選任できるよう改正する必要がある。

- (2) 選挙当日の投票立会人は、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から選任しなければならないと規定されているが、選挙当日の投票立会人の確保が困難となってきたことから、その選任要件を緩和し、「当該選挙の選挙権を有する者」の中から選任できるよう改正する必要がある。

4 障害者等の選挙権行使を容易にするための制度改正

障害者及び重度の在宅療養者等の選挙権行使に係る次の事項等について、法令等の改正を含め検討されたい。

- (1) 郵便等による不在者投票について、適用対象者の範囲の拡大を図るとともに点字投票が可能となるよう、改められたい。
- (2) 視聴覚障害者が候補者の政見等を知る機会を確保するよう、改められたい。

また、必要な経費について執行経費の算出基準を定められたい。

(公職選挙法第49条、

障害者基本法第28条、障害者差別解消法第3条、

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第3条ほか)

(理 由)

選挙制度においても、障害者基本法及び障害者差別解消法を踏まえ、障害者等の自立及び社会参加の促進を図る必要があることから、障害者及び重度の在宅療養者等が選挙権の行使を容易にできるよう改正する必要がある。

5 地方公共団体の議会の議員の便乗による再選挙及び補欠選挙を行うべき事由が生ずる場合の法定期限の変更

公職選挙法第110条第4項ただし書及び同法第113条第3項ただし書のかっこ内を「地方公共団体の議会の議員の選挙については、当該地方公共団体の他の選挙の期日の告示の日前30日以内に」と改められたい。

(公職選挙法第110条・第113条)

(理 由)

現行規定の「市町村の議会の議員の選挙については、当該市町村の他の選挙の期日の告示の日前10日以内に」では、便乗による再選挙又は補欠選挙を行うことを決定してから当該選挙の告示の日までの期間が短い。

また、都道府県の議会の議員の便乗による再選挙又は補欠選挙は、知事選挙の告示日の前日に選挙を行うことが決定した場合、議会の議員の選挙の告示日まで中8日しかない。

このように、これらの選挙の準備に要する期間としては短いため、改正する必要がある。

公職選挙法等改正に関する要望書

[総務省・農林水産省に対する要望事項]

平成30年 6月

指定都市選挙管理委員会連合会

《 目 次 》

1	選挙人名簿登録通知の制度化……………	1 ページ
	(総務省関係)	
2	選挙人名簿の定時登録後の閲覧申出及び異議申出期間等の変更……	2
	(総務省関係)	
3	投票管理者（期日前投票の投票管理者を含む。）の交替制の導入……	3
	(総務省関係)	
4	投票管理者、開票管理者及び選挙長並びに同職務代理者の告示 に係る住所の記載の変更……………	4
	(総務省関係)	
5	介護保険法第7条第3項に規定する要介護者の郵便等投票証明 書の交付申請における添付書類の要件緩和……………	5
	(総務省関係)	
6	在外選挙人が海外において郵便等による投票を行う場合の、投 票用紙の請求先の追加……………	6
	(総務省関係)	
7	在外選挙人名簿登録申請書の署名の複数記載……………	7
	(総務省関係)	
8	投票者数の男女別集計の廃止……………	8
	(総務省関係)	
9	未使用の投票用紙等の保存期間の見直し……………	8
	(総務省関係)	
10	施設等の管理権に基づく選挙運動用ポスター及び政治活動用ポ スターの撤去規定の明文化……………	9
	(総務省関係)	
11	候補者の被選挙権に関する通知の制度化……………	11
	(総務省関係)	

12	選挙公報の掲載申請期間の短縮	11ページ
	(総務省関係)	
13	選挙公報の配布期限及び配布義務の緩和	12
	(総務省関係)	
14	選挙運動に関する支出制限額の算出根拠となる基準日の変更	13
	(総務省関係)	
15	衆議院議員総選挙の準備経費に対する国の負担の明文化	14
	(総務省関係)	
16	最高裁判所裁判官国民審査の点字投票の改善	14
	(総務省関係)	
17	最高裁判所裁判官国民審査の投票所外の氏名掲示の廃止	15
	(総務省関係)	
18	直接請求に係る署名審査期間の延長	15
	(総務省関係)	
19	議会の解散投票並びに議員及び長の解職投票における期日前投票及び不在者投票期間の短縮	16
	(総務省関係)	
20	議会の解散投票、議員及び長の解職投票並びに大都市地域における特別区設置投票における選挙人名簿登録の移替えの延期	17
	(総務省関係)	
21	議会の解散投票、議員及び長の解職投票並びに大都市地域における特別区設置住民投票における記号式投票の期日前投票及び不在者投票への適用拡大	18
	(総務省関係)	
22	海区漁業調整委員会の選挙による委員の選挙の期日前投票における投票管理者、同職務代理者及び投票立会人の選任要件の緩和	19
	(農林水産省関係)	
23	海区漁業調整委員会の選挙による委員及び土地改良区総代の選挙に関する事務の移管	20
	(農林水産省関係)	

24	海区漁業調整委員会の選挙による委員の選挙における投票記載 所の候補者氏名等の掲示の制度化……………	20ページ
	(農林水産省関係)	
25	海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧期間の短縮等……………	21
	(農林水産省関係)	
26	海区漁業調整委員会の選挙による委員の選挙における不在者投 票の時間短縮……………	21
	(農林水産省関係)	
27	海区漁業調整委員会の選挙による委員の選挙における投票区・ 開票区の合区……………	22
	(農林水産省関係)	